三股町告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定される指定納付受託者について、三股町財務規則（平成28年3月30日規則第8号）第48条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年11月2日

三股町長　荒武　見希

1　指定を受けた者の名称及び所在地

(1)　アマゾンジャパン合同会社
東京都港区麻布台一丁目3番1号

2　指定した歳入

クレジットカード、マルチペイメント決済並びにモバイルペイメント電子決済による公金支払の方法により納付される三股町ふるさと未来寄附金（三股町ふるさと納税）

3　指定した期間

令和8年11月2日から令和9年3月31日まで